（削る）

（報告書の提出時期及び手続）

第二十四条　法第四十二条第二項において読み替えて準用する法第三十七条第二項の規定による報告は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第七の一による実施状況報告書を提出して行うものとする。

一　前年度の指定に係る復興推進事業の実施状況

二　前年度の収支決算

三　個人からの金銭による払込み（商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法第三百四十一条ノ八第二項第六号に規定する払込みを除く。第二十六条において同じ。）を受けて新株を発行するときに、その株式の発行による資金調達を円滑に実施するために必要となる投資に関する契約（第二十六条において「株式投資契約」という。）その他の資金の調達に関する実績

2　認定地方公共団体は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認めるときは、指定会社（法第四十二条第一項に規定する指定会社をいう。以下この条から第二十六条までにおいて同じ。）に対して、別記様式第七の二による当該事業を適切に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3　認定地方公共団体は、前項の認定をしないときは、指定会社に対して、別記様式第七の三によりその旨及びその理由を通知するものとする。

4　指定会社は、第二項の書面の交付を受けたときは、当該指定会社の株式を払込みにより取得した個人に対して、第一項の報告による当該書面の交付を受けた旨を証する書面を交付するものとする。

（削る）

（法第四十二条の規定による指定会社の指定の申請手続等）

第二十五条　指定を受けようとする会社は、指定会社事業実施計画その他の事項を記載した別記様式第七の四による申請書に、当該会社の次に掲げる書類を添えて、これらを認定地方公共団体に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　基準事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

三　基準事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）に添付された法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十四条第二項に規定する別表二の写し（設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。）

四　申請の日における株主名簿

五　常時使用する従業員数を証する書面

六　組織図

七　第二十三条各号に掲げる指定会社の要件に該当する旨の別記様式第七の五による宣言書

八　前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2　認定地方公共団体は、前項の規定による提出を受けたときは、同項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定に関する処分を行うものとする。

3　認定地方公共団体は、指定をしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第七の六による指定書を交付するものとする。

4　認定地方公共団体は、指定をしないこととしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第七の七によりその旨及びその理由を通知するものとする。

5　認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して五年を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。